

2第1号請願 改めて「東大和市子ども・子育て憲章」の根本的な再検討を求める請願

受 理 年 月 日 令和2年5月28日

請 願 者 東村山市萩山町5-3-4-503  
NPO 1/13万の会  
代表 篠原 勇

紹 介 議 員 尾崎 利一・中野 志乃夫

付託する委員会 厚生文教委員会

#### 請願趣旨

子どもの権利条約の視点から『東大和市子ども・子育て憲章』の根本的な再検討を求めます。

#### 請願理由

私は、先の3月市議会に対して、2月14日、「子ども・子育て憲章」案の、根本的な再検討を求める陳情を提出させていただいた者です。

同陳情は、同日開催された議会運営委員会で十分な検討もなされることなく、「議長預かり」となり、審議もなされませんでした。市議会だよりも掲載されず、東大和市民は、当陳情の存在を知ることもできませんでした。

広報委員会によると、「議会運営委員会申し合わせ事項等」における「審査になじまない」と認められたものとして、請願文書表に記載されなかったために審議は行われず、市議会だよりも掲載できなかったということです。

陳情の取扱いにも問題がありますが、請願は周知のように、当市が発行しております日本国憲法16条に明記されており、憲法が市民に保障する基本的権利であり、請願法5条にも「この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない」とあります。

地方自治法124条でも市民の請願権は保障され、109条③では、議会運営委員会は、「議案、請願等を審査する」と明記されております。「議会運営委員会申し

合わせ事項等」は、法でも条例でもなく、委員間の申合わせにすぎません。これをもし、東大和市議会規則130条の「議長において常任委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りではない」として、当請願を再び《議長預かり》とすることは、上位法を無視することであり、到底許されるものではありません。

尾崎保夫市長は、「東大和市子ども・子育て憲章」（以下“憲章”）の制定に向けて、2018年（平成30年）の9月議会において、「市といたしましては、国が平成6年に批准しております子どもの権利条約の精神を尊重し、子どもの権利の保障、擁護を目指し、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを進めてまいりたい」「当市の子どもたちが未来に向けて心身ともに健やかに成長できるよう」「市を超えた広域に対してアピールしていけるとされます宣言、または憲章につきまして、市制50周年の記念事業の一つとして検討してまいりたい」と答弁しております。

子どもたちの教科書にも掲載されている、国際条約・子どもの権利条約は、法的位置付けとしては憲法と国内法の間位置し、国内法より上位に位置します。そうした意味でも、市長発言は、全く正当なものでした。

ところが、実際に蓋を開けてみますと、子どもの権利条約の視点は消え、権利条約とは無縁の、《子どもと大人のやくそく》へと変身しておりました。

一体、どのような経緯から変身してしまったのでしょうか。調べてみますと次のようなことが判明しました。要するに、当憲章は、初めから《子どもと大人のやくそく》路線として初動していたということです。

憲章の具体的な初動は、2019年（平成31年）1月9日付の回議用紙から始まりました。件名には、「市制50周年を記念する、市の子ども・子育て支援関連の理念・ビジョンを示す、『（仮称）東大和市子ども・子育て憲章』について」とあり、制定の意義として、「子どもと大人の『行動規範』となる」憲章を「制定し、市民、地域、事業者及び市の共通理念・目標として掲げることとした」とあります。「『憲章』とする理由」には、「条例とした自治体から策定が長期化することの一因として、『子どもの権利』を強調することに対する反対勢力の存在があると伺っており、西東京市においては、検討が一時中断となってしまった期間があるとのこと」と明示し、次の項目に『わかりやすく、覚えやすく、親しみやすい』というコンセプト」と明記しています。さらに末尾では、市民・高齢者憲章を例示して、「半永久的な行動規範として市民と共有していくもの」として「今回の『子ども』に関する『行動

規範』においても同様の考えから『憲章』とすることで、統一性を図ることができる」と記しています。

前述の市長発言を受けた後の、初動としての起案にもかかわらず、子どもの権利条約路線は、既に避けられていたのです。

尾崎市長は、この初動後、同年4月1日付で、東大和市子ども・子育て支援会議佐々木晶堂会長に対して、「東大和市子ども・子育て支援会議条例第2条に掲げる事項について（諮問）」を発令し、「（仮称）東大和市子ども・子育て憲章について」と明示していますが、文中、「子どもの権利条約」の言葉はどこにも存在しません。

そして、11日後の4月12日付の文書、子育て支援部長吉沢寿子氏からの、東大和市小・中学校校長宛への、「『（仮称）東大和市子ども・子育て憲章』策定に関するご協力について」になると、市長の諮問にはなかったのですが、当文書には、「市では、『（仮称）東大和市子ども・子育て憲章』を『子どもと大人の約束』として、策定することとしました。」と明確に明示されていました。

当文書は、「憲章の検討にあたっては、東大和市の未来を担う子どもたちの意見を積極的に取り入れていく必要がある」とし、憲章検討部会に対する子どもたちの参加などを求める依頼文ですが、これに添付された、子ども代表となった子どもたちへのみなさんへ、と題された文書のタイトルには『子どもと大人の約束』づくりのお願い」と明示されており、子どもの意見を「積極的に取り入れる」といっても、方向性は既に決定されておりました。

しかも、子ども・子育て憲章検討部会に参加した30名の小中学生たちは、2回開催された検討部会には各回15名のみの参加であり、結局1回しか参加しておりません。理由は、会議終了後の自宅への送りが大変だからということのようですが、求められた意見には、「約束」に沿ったサンプルも用意されていました。また、この部会には子どもである高校生も参加しておりません。

「憲章」は、以上のように、初動から「子どもと大人の約束」路線が引かれ、その後もこの路線に従って完成されました。しかし、異論もありました。まず、子どもも参加した1回目の憲章検討部会（2019/5/29）では、おとな委員から「平等な権利と義務」「自己選択・自己決定」という提案。青少年対策地区連絡協議会からは「子どもの努力目標ではなく、子どもの権利を明らかにするような内容のほうがいいのではないか」。民生・児童委員からは、「各項目と内容に違和感を覚える部分がある」などの意見も出されていましたが、生かされることはありませんでした。

近年、国際調査などから日本の子どもたちの「自己肯定感」が低いと言われるところから、各種の調査が実施されています。文部科学省が毎年行っている「全国学力・学習状況調査」で、小・中学生に「自分には良いところがあると思うか」と質問していますが、2007年では、「当てはまらない」と答えた小学生は30%弱、中学生では40%弱もおりました。2018年では、小学生15.3%、中学生21.1%と改善されてきているとされていますが、同省の2015年の「高校生の生活と意識に関する調査」での「自分がダメな人間だと思ふことがある」の質問に、70%以上の高校生が「そう思う」と回答しています。また、内閣府による同年の「子ども・若者白書」では、「自分に満足している」と回答した子どもたち（13歳から）は、45.8%にすぎません。

自己肯定感が高いことは、他人を尊重し、コミュニケーション能力が高まる、自分の感情をコントロールできる、物事に集中して取り組むことができる、失敗を恐れずチャレンジ精神があるなど、民間調査で指摘されていますが、上から目線で、子どもたちに《約束》をさせて、一体何が生まれるというのでしょうか。

冒頭で、尾崎市長の「子どもの権利条約の精神を尊重し、子どもの権利の保障、擁護を目指し、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを進めてまいりたい」という言葉を引用いたしましたが、「子ども・子育て憲章」を、この子どもの権利条約の視点から再検討していただきたいと求めたゆえんです。

最後に、東大和市議会は、陳情・請願について、市議会だよりで、その内容を掲載していること。傍聴人にも議事資料を配布していること、市は「日本国憲法」を発行していることなど、市民に対して開かれた運営が行われていると思います。その路線に沿って、当請願の審議を速やかに行っていただくようお願い申し上げます次第です。

（お断り。文中『』としている部分は、原文では全て「」ですが、読みにくいため『』といたしました。）